

第2 平成23年度決算の状況

I 平成23年度の決算は総じてどうでしたか。

歳入面では、景気の持ち直しにより、法人事業税（対前年度比+10.0%）や法人県民税（対前年度比+12.3%）が伸びた一方で、給与所得の減などにより、個人県民税（均等割・所得割）が減少（対前年度比△3.0%）したほか、志賀原発の停止により核燃料税がゼロとなったことなどから、県税全体としては、対前年度比+0.3%と、ほぼ前年度並みとなっています。

また、(財)能登半島地震復興基金に対する貸付金（転貸債 500 億円）の償還があったことから、諸収入が大幅に増加（対前年度比+90.9%）したほか、地域医療再生臨時特例基金など国関連基金を活用した事業の拡充による繰入金の増加（対前年度比+21.9%）などから、歳入総額は 6,020 億円（対前年度比+8.8%）となりました。

歳出面では、職員費については、職員数の削減、基本給や期末勤勉手当の支給割合の引き下げに加え、団塊世代の大量退職が一段落したことに伴い退職手当も減少した結果、職員費全体として対前年度比△1.8%となりました。

投資的経費については、公共事業の確保（対前年度比+4.3%）に努めた一方で、社会福祉施設耐震改修等促進臨時特例基金など国関連基金を活用した事業が減少したことなどから、全体として対前年度比△0.9%となりました。

このほか、先に述べたように、(財)能登半島地震復興基金に係る転貸債の償還による公債費の大幅増（対前年度比+51.3%）などから、歳出総額は 5,952 億円（対前年度比+8.8%）となりました。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、68 億円余の黒字、さらに翌年度へ繰り越す事業のために確保すべき財源を除いた実質収支は、7 億円余の黒字となりましたが、引き続き財政調整基金と減債基金の取り崩しを余儀なくされており、2 基金合わせて 10 億円を取り崩しました。

平成23年度一般会計決算の状況

区 分	平成23年度 決算額 (A)	平成22年度 決算額 (B)	△印減 (単位:千円、%)	
			増 額(A)-(B)	減 率 (A)-(B) (B)
歳 入	602,009,289	553,545,252	48,464,037	8.8
歳 出	595,152,637	546,864,454	48,288,183	8.8
歳入歳出差引収支 (形式収支)	6,856,652	6,680,798	175,854	2.6
繰越明許費・事故繰越の翌年度へ の繰り越すべき財源	6,107,517	5,926,974	180,543	3.0
実 質 収 支	749,135	753,824	△ 4,689	△ 0.6

(注) 端数整理により、計数が一致しないことがあります。

平成 23 年度決算における経常収支比率は 94.7%（全国平均 93.9%）となり、職員数の削減等による人件費の抑制などに努めた一方で、実質交付税の減により、前年度から 2.1 ポイント悪化しました。今後も社会保障関係経費の増加が見込まれるなど義務的経費が県財政を圧迫する厳しい状況が予想されます。

経常収支比率の推移

(単位：%)

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常収支比率	石川県	86.7	85.4	90.8	92.9	92.8	96.7	96.7	95.3	92.6	94.7
	全 国	91.5	89.1	92.4	92.8	93.6	96.7	95.3	95.2	90.9	93.9

(注) 1 出典は、都道府県決算状況調（総務省調査）です（23年度は本県調査による速報値）。
2 全国欄の比率は単純平均です。

ひとくちメモ

経常収支比率

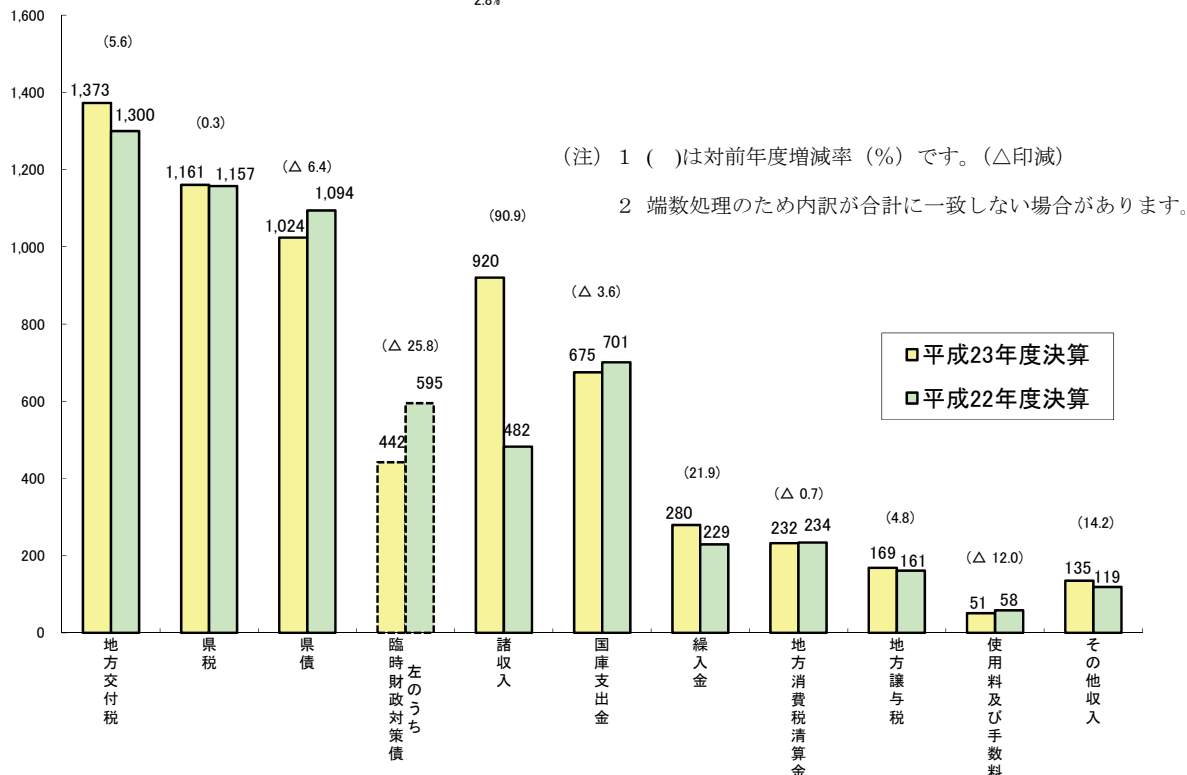
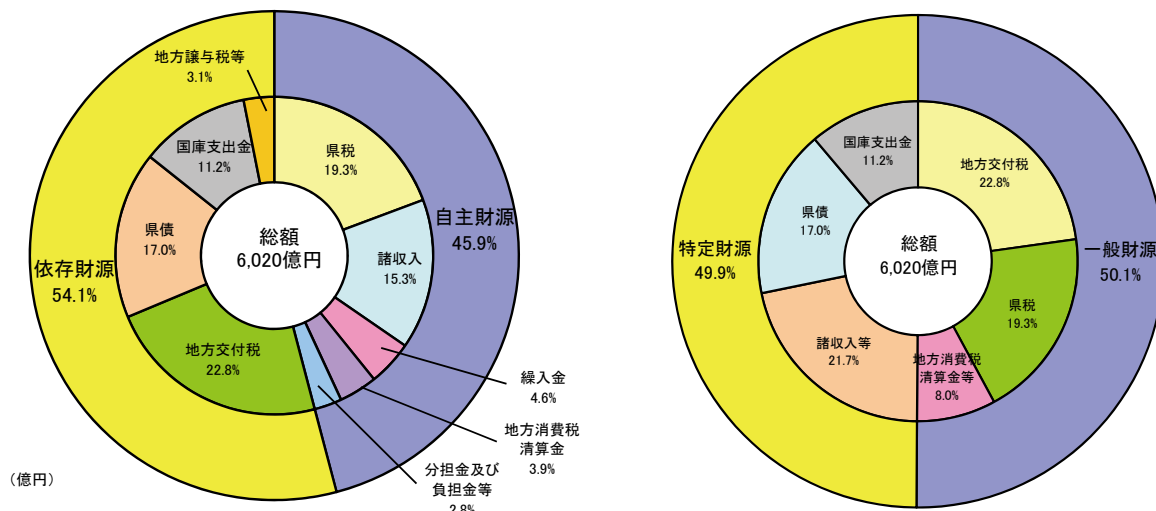
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心として毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、社会保障関係経費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるもので、経常経費に充当される一般財源総額が経常一般財源に占める割合をいいます。この数値が低いほど、弾力性があり健全と言えます。

II 歳入、歳出それぞれについて詳しく教えてください。

一般会計歳入の状況（H23 決算）

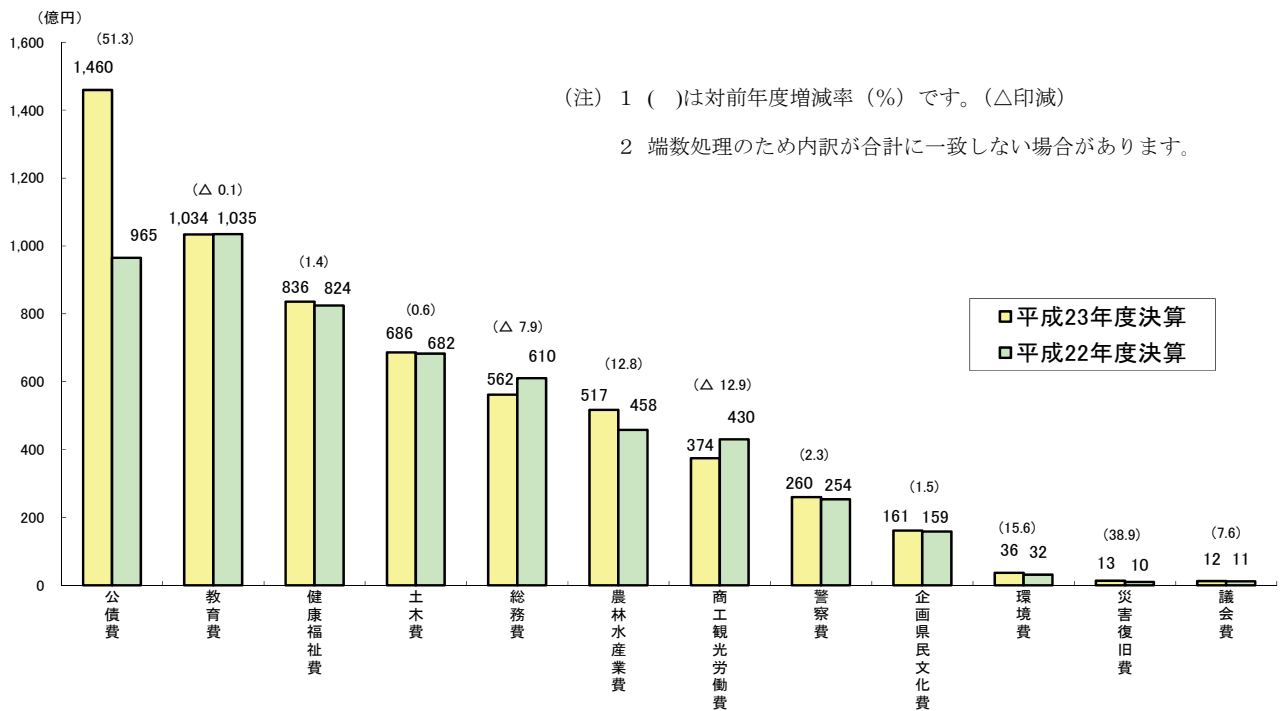
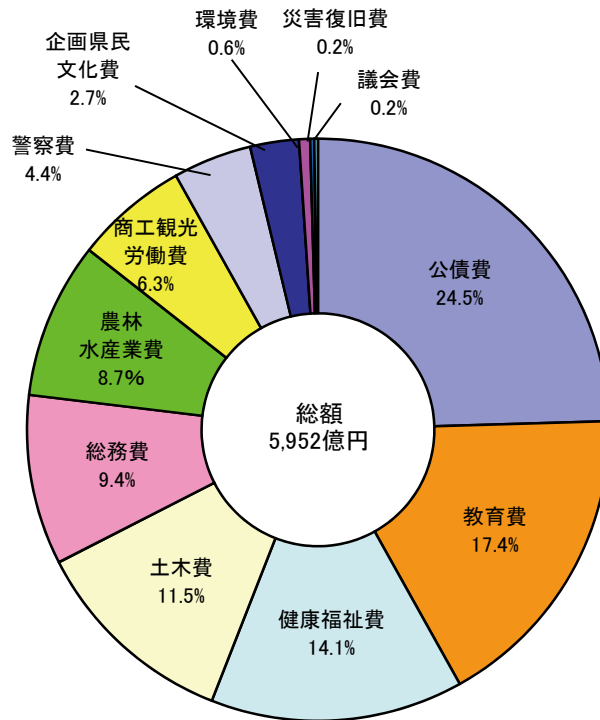
歳入自主財源・依存財源別

歳入一般財源・特定財源別



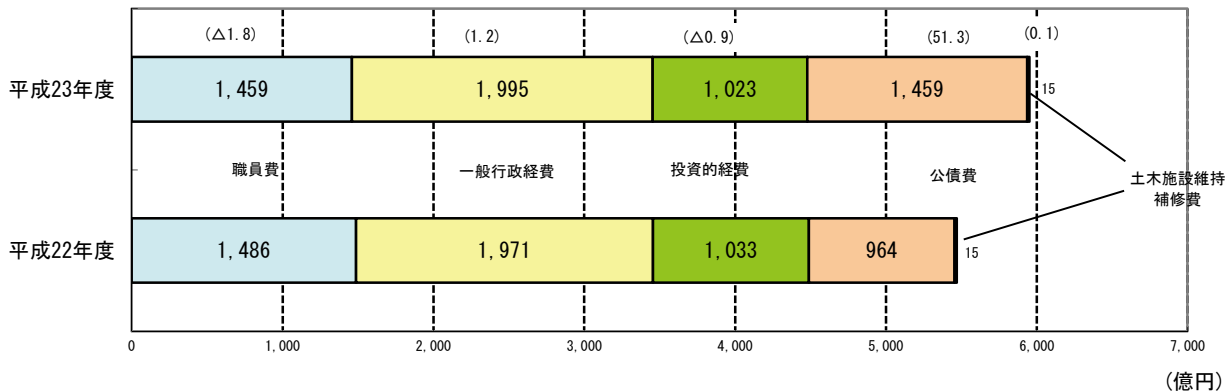
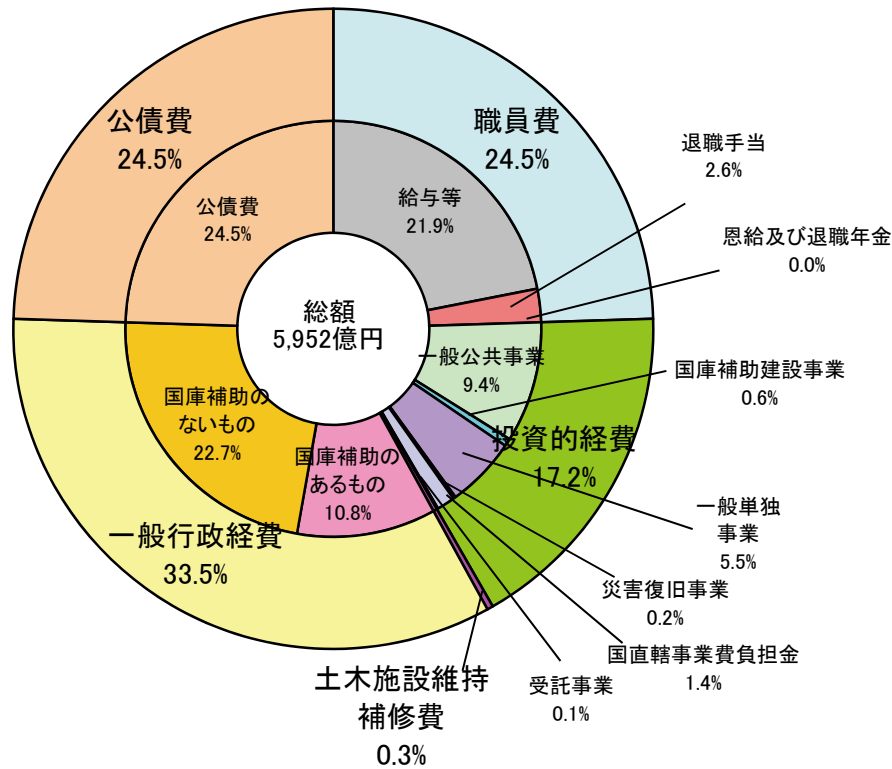
- 県税は、景気の持ち直しにより、法人関係税が増収（対前年度比+9.5%、35 億円増）となった一方で、個人県民税(均等割・所得割)の減収（11 億円減）や、志賀原発の停止により核燃料税がゼロとなったこと（10 億円減）などの結果、全体としては対前年度比+0.3%、3 億円の増と4年ぶりに増加しました。
- 県債は、臨時財政対策債の発行が減少（対前年度比△25.8%、153 億円減）したことにより、対前年度比△6.4%、70 億円の減となりました。
- 諸収入は、(財)能登半島地震復興基金に対する貸付金（転貸債 500 億円）の償還があったことにより、対前年度比+90.9%、438 億円の増となりました。

一般会計歳出の状況（目的別（款別）内訳）（H23 決算）



- 歳出を目的別（款別）にみると、(財)能登半島地震復興基金に係る転貸債の償還（500億円）があったことにより、構成比では公債費が24.5%で最も高くなっており、次いで教育費が17.4%、健康福祉費が14.1%となっています。
- 対前年度増減についてみると、前述のとおり、(財)能登半島地震復興基金に係る転貸債の償還（500億円）により、公債費が51.3%の増となったほか、林業公社の経営改善への取り組み等により農林水産業費が12.8%の増となった一方、国関連基金である緊急雇用創出臨時特例基金への積立金が減ったこと等により、商工観光労働費が12.9%の減となっています。

一般会計歳出の状況（性質別内訳）（H23 決算）



(注) 1 () は対前年度増減率(%)です。(△印減)
2 端数処理のため内訳が合計に一致しない場合があります。

- 歳出を性質別にみると、構成比では一般行政経費が 33.5%と最も高く、職員費が 24.5%、公債費が 24.5%、投資的経費が 17.2%となっています。
- 職員費は、職員数の削減や給与の引き下げなどにより、対前年度比 1.8%の減となりました。
- 公債費は、(財)能登半島地震復興基金に係る転貸債の償還（500 億円）があったことなどにより、対前年度比 51.3%の増となりました。

Ⅲ 特別会計、事業会計の決算はどうか。

1 特別会計

- 平成 23 年度の 13 特別会計の歳入決算総額は 2,394 億円、歳出決算総額は 2,347 億円です。いずれの会計も黒字となり、収支差額 48 億円は平成 24 年度に全額繰り越しています。
- 特に中小企業近代化資金貸付金特別会計において、大きな収支差が発生していますが、これは中小企業の設備投資に対する貸付金の償還金などが平成 23 年度の貸付に必要な財源を上回ったことなどによるものです。

平成23年度特別会計の決算状況

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A - B)
証 紙	5,172,071	4,290,928	881,143
土 地 取 得	191	191	
母 子 寡 婦 福 祉 資 金	167,514	102,660	64,854
流 域 下 水 道	2,610,764	2,605,132	5,632
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	8,624,012	6,327,034	2,296,978
就 農 支 援 資 金	290,709	51,084	239,625
林 業 改 善 資 金	256,499	6,858	249,641
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	114,161	13,231	100,930
公 営 競 馬	9,256,933	9,256,933	
港 湾 整 備	1,383,613	1,374,746	8,867
金 沢 西 部 地 区 土 地 区 画 整 理	1,211,657	1,211,657	
育 英 資 金	1,235,001	320,938	914,063
公 債 管 理	209,101,996	209,101,996	
合 計	239,425,119	234,663,386	4,761,733

(注) 端数処理により、合計額が一致しない場合があります。

ひとくちメモ

特別会計

県が特定の事業を行う場合に、特定の収入をもって特定の支出に充てる事業について、一般会計の歳入歳出と区分して経理する会計をいい、本県には 12 の特別会計があります（金沢西部地区土地区画整理特別会計は平成 23 年度末に廃止しました）。

例えば、大学生や高校生などの方に対して無利子の奨学金を貸与している育英資金特別会計については、その貸付に必要なお金として一般会計の負担のほか、過去に貸付けた方から返済いただくお金を充てることとしています。

2 事業会計

- 平成23年度の4事業会計の収益的収支の歳入決算総額は262億円、歳出決算総額は252億円となりました。資本的収支の歳入決算額は70億円、歳出決算額は110億円となっています。
- なお、事業会計において重要な経営指標である不良債務（実質的な資金不足）は、平成15年度末には全て解消しました。これからも、不良債務が生じることの無いよう、経営の改善を重ねていきたいと考えています。

平成23年度事業会計決算の収支

△印減（単位：千円）

会 計 名		歳入決算額 A	歳出決算額 B	差し引き (A - B)
中央病院事業	収益的収支	16,484,765	15,207,247	1,277,518
	資本的収支	2,183,581	2,746,190	△ 562,609
高松病院事業	収益的収支	3,071,097	2,896,887	174,210
	資本的収支	132,472	226,705	△ 94,233
水道用水供給事業	収益的収支	6,588,264	7,082,163	△ 493,899
	資本的収支	4,687,885	8,006,400	△ 3,318,515
港湾土地造成事業	収益的収支	24,377	2,605	21,772
	資本的収支			
合 計	収益的収支	26,168,503	25,188,902	979,601
	資本的収支	7,003,938	10,979,295	△ 3,975,357
	計	33,172,441	36,168,197	△ 2,995,756

(注) 端数処理により、合計額が一致しない場合があります。

ひとくちメモ

事業会計

企業的色彩の強い会計をいい、本県には4つの事業会計があります。例えば、県立中央病院や高松病院といった病院事業は、高度医療部分など一般会計が負担すべき部分を除いて、受診者からの収入をもって必要な経費を賄うことを原則としています。

収益的収支

企業活動に伴い発生する収益（収入）とそれに対応する費用（支出）で、収入は料金収入のほか受取利息など、支出は人件費、施設の維持管理費や減価償却費のほか支払利息などであり、損益計算書に計上される収支です。

資本的収支

収益的収支に計上されないお金の動きで、収入は企業債（長期借入金）や国庫補助金などで、支出は施設整備、資産の取得、企業債（借入金）の返済などです。

不良債務

流動負債（1年以内に支払い期限が到来する負債）の額が流動資産（1年以内に現金化が予定されている資産）の額を超える額をいい、資金面で当面の支払い能力を超える債務で実質的な資金不足とも呼ばれています。

3 基金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末 (見込み)
3 基金残高	90,874	80,035	74,324	71,765	68,421	64,492	75,247	71,392	69,481	65,428
財政調整基金	8,908	8,825	8,824	8,818	8,831	8,824	8,826	8,811	8,790	7,679
減債基金	51,068	41,596	37,025	34,997	31,533	27,506	24,434	23,348	24,844	22,391
県有施設整備基金	30,898	29,614	28,475	27,950	28,057	28,162	41,987	39,233	35,847	35,358

(注) 平成15年度末から平成23年度末は決算ベース、平成24年度末は9月補正後における年度末残高見込みです。

県債残高と財源措置額の推移

(単位：百万円、%)

区 分	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末 (見込み)
県債残高	1,055,001	1,077,422	1,094,520	1,094,949	1,150,585	1,154,098	1,178,165	1,208,017	1,182,599	1,227,198
(構成比)	(61.3)	(59.9)	(58.9)	(57.4)	(58.2)	(57.7)	(58.5)	(60.5)	(60.3)	(61.2)
財源措置の あるもの	646,748	645,040	644,706	628,268	669,850	665,849	689,120	730,940	713,292	751,364
(構成比)	(38.7)	(40.1)	(41.1)	(42.6)	(41.8)	(42.3)	(41.5)	(39.5)	(39.7)	(38.8)
財源措置の ないもの	408,253	432,382	449,814	466,681	480,735	488,249	489,045	477,077	469,307	475,834

(注) 1 平成15年度末から平成23年度末は決算ベース、平成24年度末は9月補正後における年度末残高見込ベース(次年度に繰り越す事業に係る県債を含む。)です。

2 特定資金公共投資事業債を除きます。

3 平成19年度末から22年度末までの残高には転貸債(能登半島地震復興基金分50,000百万円)を含みます。

4 平成24年度末の残高(見込み)には転貸債(能登半島地震復興基金分25,000百万円)を含みます。

- 県の貯金である基金の平成23年度末残高は、主要3基金で695億円(財政調整基金及び減債基金の2基金で336億円)となっています。平成23年度は、厳しい財政環境を反映し、当初予算で110億円(上記2基金で70億円)取り崩す予算を計上しましたが、事務事業の効率的執行による歳出予算の節減等を図り、取り崩しを少なくするように努力した結果、最終的には、基金の取り崩しを44億円(上記2基金で10億円)にとどめることができました。
- 県の借金である県債の残高は年々増加しており、平成14年度末には1兆円を超えました。しかし、県債の残高を抑制する方針を掲げ、新たな県債の発行を抑制することにより、平成15年度から9年連続で前年度を下回る水準に抑制してきました(国の財源不足のため交付税に代わり発行した臨時財政対策債及び能登半島地震復興基金に係る転貸債を除く)。

ひとくちメモ

主要 3 基金

主要 3 基金とは、財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金をいい、いずれも年度間の財政調整を目的とした基金（貯金）です。

- ① 財政調整基金は、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期間的視野に立った計画的な財政運営を行うためのものです。
- ② 減債基金は、県債の償還に必要な資金を積立て、翌年度以降の財政の健全な運営を図るために設けている基金です。
- ③ 県有施設整備基金は、将来の施設整備に備え積立てておくものです。

IV 財政健全化に関する指標はどうなっていますか。

夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぎ、県や市町村の財政の健全化を目的として、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。

地方公共団体の財政破たんとは、財政状況が悪化し、赤字などがある一定の基準を超えた状況を言います。財政が破たんすると、国の関与のもと、税金や公共料金を引き上げる一方、行政サービスを切り詰めるなど、住民の方々の生活に大きな影響を及ぼすことになります。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の 2 段階で財政悪化をチェックするとともに、公営企業会計なども合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするもので、平成 19 年度決算から、

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率

という 4 つの健全化判断比率と、各公営企業の経営の健全性を表す

資金不足比率

を算定の上、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

平成 20 年度決算からは、これらの比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることとなりました。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率が、さらに悪化して財政再生基準以上となった場合には、議会の議決を経て財政再生計画を策定し、国の関与による確実な再生を図ることとなりました。

平成 23 年度決算における本県の比率については、次のとおり、全て早期健全化基準を下回っています。

1. 健全化判断比率（財政の早期健全化・再生に関する判断比率）

	H23年度	H22年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75%以上	5%以上
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%以上	15%以上
実質公債費比率	17.3%	16.7%	0.6	25%以上	35%以上
将来負担比率	239.7%	241.1%	▲ 1.4	400%以上	

※実質公債費比率は3か年平均（H23年度の比率はH21～23の平均、H22年度の比率はH20～22の平均）

（参考）実質公債費比率（単年度比率）の推移

H23	H22	H21	H20
16.7	17.9	17.4	15.1

2. 資金不足比率（公営企業の経営健全化に関する判断比率）

	H23年度	H22年度	増減	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	—	—	—	20%以上	

健全化判断比率等について（ポイント）

1. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、平成23年度は黒字であるため、実質赤字は生じていません。

※標準財政規模・・・地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（使途の特定されていない財源）のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等に加え公営企業を含めた実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、平成23年度は黒字であるため、連結実質赤字は生じていません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が公営企業会計等を含めて負担している公債費などの標準財政規模に対する比率であり、平成23年度は早期健全化基準である25%を下回っていますが、3か年平均の比率は前年度に比べ、0.6ポイント上昇しました。しかしながら、単年度で見ると、昨年度の17.9%から16.7%に減少しており、今後も低下することが見込まれるなど、臨時財政対策債を除いた県債残高の抑制、繰上償還の実施、公債費負担の平準化などこれまでに取り組んできた財政健全化に向けた対策の効果が現れたところであります。

(4) 将来負担比率

一般会計等が公営企業及び損失補償を行っている公社・三セク等を含めて将来負担する可能性のある債務等（将来負担額）の標準財政規模に対する比率であり、平成23年度は早期健全化基準である400%を下回っています。将来負担の要因として最も大きなウェイトを占めるものは地方債現在高であり、その他、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額などから構成されています。

平成23年度は前年度に比べ1.4ポイント減少しており、臨時財政対策債を除いた県債残高の抑制、職員数の削減による退職手当負担見込額の減少等、これまでに取り組んできた本県の行財政改革の取り組みが反映されたものとなっています。

※将来負担額・・・地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、公営企業への繰出見込額（公債費分）、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の県の負担見込額（損失補償等による県の負担）、連結実質赤字額など

2. 資金不足比率

- ・資金不足比率は、各公営企業毎に算定するもので、資金の不足額の事業規模に対する比率です。
- ・対象となる公営企業は、流域下水道特別会計、港湾整備特別会計、中央病院事業会計、高松病院事業会計、港湾土地造成事業会計、水道用水供給事業会計の6つで、いずれも資金不足はありません。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の全国状況(総務省速報値)

△印減(単位:%)

都道府県名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	H23	H22	H23	H22	H23(順位)	H22(順位)	増減	H23(順位)	H22(順位)	増減
北海道	-	-	-	-	23.1 (1)	24.1 (1)	△ 1.0	334.8 (2)	330.2 (2)	4.6
青森県	-	-	-	-	18.0 (7)	18.1 (6)	△ 0.1	195.0 (32)	204.3 (31)	△ 9.3
岩手県	-	-	-	-	17.6 (8)	15.6 (17)	2.0	260.1 (7)	286.1 (3)	△ 26.0
宮城県	-	-	-	-	15.5 (18)	15.1 (24)	0.4	253.8 (12)	254.5 (11)	△ 0.7
秋田県	-	-	-	-	15.2 (25)	14.4 (26)	0.8	237.3 (17)	236.0 (20)	1.3
山形県	-	-	-	-	14.4 (30)	14.2 (29)	0.2	242.0 (14)	243.1 (14)	△ 1.1
福島県	-	-	-	-	14.4 (30)	14.4 (26)	0.0	166.2 (40)	183.4 (37)	△ 17.2
茨城県	-	-	-	-	14.2 (32)	14.2 (29)	0.0	276.2 (4)	280.3 (4)	△ 4.1
栃木県	-	-	-	-	11.3 (44)	11.5 (41)	△ 0.2	146.0 (43)	155.8 (43)	△ 9.8
群馬県	-	-	-	-	11.4 (42)	10.6 (45)	0.8	177.0 (39)	179.4 (40)	△ 2.4
埼玉県	-	-	-	-	13.7 (37)	13.3 (35)	0.4	228.7 (20)	229.5 (21)	△ 0.8
千葉県	-	-	-	-	11.4 (42)	11.2 (43)	0.2	202.5 (29)	206.3 (29)	△ 3.8
東京都	-	-	-	-	1.5 (47)	2.2 (47)	△ 0.7	92.7 (46)	93.6 (47)	△ 0.9
神奈川県	-	-	-	-	10.3 (46)	9.9 (46)	0.4	185.1 (36)	193.1 (32)	△ 8.0
新潟県	-	-	-	-	17.2 (11)	17.1 (8)	0.1	281.5 (3)	274.6 (5)	6.9
富山県	-	-	-	-	18.9 (5)	18.2 (5)	0.7	270.5 (5)	267.2 (6)	3.3
石川県	-	-	-	-	17.3 (10)	16.7 (11)	0.6	239.7 (16)	241.1 (16)	△ 1.4
福井県	-	-	-	-	17.5 (9)	15.4 (19)	2.1	204.6 (28)	210.2 (27)	△ 5.6
山梨県	-	-	-	-	16.8 (14)	15.7 (15)	1.1	223.6 (23)	227.6 (23)	△ 4.0
長野県	-	-	-	-	15.2 (25)	15.4 (19)	△ 0.2	200.1 (30)	204.8 (30)	△ 4.7
岐阜県	-	-	-	-	19.7 (3)	19.6 (4)	0.1	218.5 (24)	227.8 (22)	△ 9.3
静岡県	-	-	-	-	15.3 (23)	14.3 (28)	1.0	248.2 (13)	251.8 (12)	△ 3.6
愛知県	-	-	-	-	14.9 (27)	13.4 (34)	1.5	256.7 (9)	264.3 (8)	△ 7.6
三重県	-	-	-	-	13.6 (38)	13.0 (36)	0.6	197.9 (31)	191.3 (34)	6.6
滋賀県	-	-	-	-	16.1 (15)	15.6 (17)	0.5	229.4 (19)	239.5 (17)	△ 10.1
京都府	-	-	-	-	14.2 (32)	12.8 (37)	1.4	255.0 (10)	249.0 (13)	6.0
大阪府	-	-	-	-	18.4 (6)	17.6 (7)	0.8	254.7 (11)	266.8 (7)	△ 12.1
兵庫県	-	-	-	-	19.5 (4)	21.0 (3)	△ 1.5	351.7 (1)	350.2 (1)	1.5
奈良県	-	-	-	-	11.6 (41)	11.5 (41)	0.1	208.3 (26)	215.8 (26)	△ 7.5
和歌山県	-	-	-	-	12.4 (40)	11.8 (39)	0.6	189.3 (33)	190.4 (35)	△ 1.1
鳥取県	-	-	-	-	12.6 (39)	11.7 (40)	0.9	123.3 (45)	125.1 (45)	△ 1.8
島根県	-	-	-	-	16.0 (16)	17.0 (9)	△ 1.0	183.4 (38)	187.0 (36)	△ 3.6
岡山県	-	-	-	-	14.6 (29)	14.8 (25)	△ 0.2	230.7 (18)	237.7 (19)	△ 7.0
広島県	-	-	-	-	14.0 (36)	14.2 (29)	△ 0.2	260.4 (6)	262.8 (9)	△ 2.4
山口県	-	-	-	-	14.9 (27)	13.9 (32)	1.0	227.1 (22)	226.1 (24)	1.0
徳島県	-	-	-	-	21.4 (2)	21.2 (2)	0.2	228.5 (21)	238.6 (18)	△ 10.1
香川県	-	-	-	-	15.5 (18)	15.2 (22)	0.3	206.9 (27)	209.8 (28)	△ 2.9
愛媛県	-	-	-	-	15.5 (18)	16.8 (10)	△ 1.3	183.5 (37)	183.2 (38)	0.3
高知県	-	-	-	-	15.5 (18)	15.7 (15)	△ 0.2	165.3 (41)	168.6 (41)	△ 3.3
福岡県	-	-	-	-	15.3 (23)	15.4 (19)	△ 0.1	257.3 (8)	257.9 (10)	△ 0.6
佐賀県	-	-	-	-	14.2 (32)	13.8 (33)	0.4	130.8 (44)	137.1 (44)	△ 6.3
長崎県	-	-	-	-	14.2 (32)	12.8 (37)	1.4	185.9 (35)	183.0 (39)	2.9
熊本県	-	-	-	-	15.4 (22)	15.2 (22)	0.2	211.3 (25)	217.3 (25)	△ 6.0
大分県	-	-	-	-	16.0 (16)	15.8 (14)	0.2	188.4 (34)	191.5 (33)	△ 3.1
宮崎県	-	-	-	-	17.1 (12)	16.1 (13)	1.0	160.2 (42)	165.3 (42)	△ 5.1
鹿児島県	-	-	-	-	17.0 (13)	16.4 (12)	0.6	240.2 (15)	242.2 (15)	△ 2.0
沖縄県	-	-	-	-	11.0 (45)	11.2 (43)	△ 0.2	91.2 (47)	99.3 (46)	△ 8.1
平均(加重)					13.9	13.5	0.4	217.5	220.8	△ 3.3

今後とも、実質公債費比率や将来負担比率等を念頭に置きながら、「石川県行財政改革大綱 2011」で示した基本方針である

- ① 臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制すること
- ② 減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増等に対応できる基金残高を確保すること

に努め、持続可能な行財政基盤の確立を図ってまいります。

実質公債費比率の推移		(単位：%)			
区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
実 質 公 債 費 比 率	石 川 県	14.4	15.4	16.7	17.3
	全 国	12.8	13.0	13.5	13.9

(注) 1 出典は、総務省調査によるものです(23年度は速報値)。
 2 全国欄の比率は加重平均です。